

感染者等が発生した場合の対応について

1 感染者等が発生した場合の対応に関する考え方

本基本方針はコロナ禍における全国高等学校定時制通信制体育大会第31回サッカー大会をより安全・安心な大会として実施するために、関係組織との連携のもと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的としている。

その上で、万一感染症等が発生した場合においては発生の時期や場所等の条件の違いによらず、全て医療機関への相談・受診が前提となる。その診断等の結果、必要に応じて保健・衛生機関の指示等に従うこととなる。

本基本方針では感染者等が発生した場合の対応について、いくつかの発生事案を想定し、それらに対する基本的な対応方法等について示すこととする。

なお、感染症等の発生による競技大会への参加等の可否判断については、医療機関等の指示を遵守したうえで参加校の責任において行うことを原則とする。

2 感染者、濃厚接触者の定義

(1) 感染者

医療機関による診断の結果、感染者と判定された者。なお、感染者の発生日とは症状が出始めた日とし、発症日が不明な場合は陽性と判定された検体採取日とする。

(2) 濃厚接触者

濃厚接触者は所轄保健所の判断による。なお、濃厚接触者の発生日とは感染者と接触した日とする（接触した日が複数ある場合は、大会に最も近い日とする）。

【参考】厚生労働省が示す濃厚接触者の定義（一部抜粋）

感染者と手指消毒などを行うことなく触れ合った、もしくは対面で手を伸ばしあったら届くくらいの距離（1 m程度）に15分以上いた。

(3) 体調不良者

発熱（37.5℃以上）、風邪症状（咳、のどの痛み）、だるさや息苦しさ、味覚や嗅覚の異常など、健康チェックシートの項目ア～オに該当するもの。

3 その他

(1) 大会出場辞退等の判断は、参加校の責任において行うことを原則とする。

(2) 各参加校の引率責任者を、コロナ対策担当者とする。